仙台地方裁判所委員会(第15回)議事概要

1 開催日時

平成20年10月23日(木)午後1時30分~午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第1会議室

3 出席者

(委員) 阿部友康,阿部則之,石井 達,卯木 誠,遠藤浩一, 長田洋子,鈴木忠夫,須藤 力,原 征明,本田紀子 (50音順,敬称略)

(説明者) 佐藤道明裁判官

近藤事務局長,志村民事首席書記官,長嶺刑事首席書記官, 池田事務局次長,高橋民事次席書記官,青山刑事訟廷管理官

(庶 務) 中脇総務課長,野中総務課課長補佐,千石総務課庶務係長

4 議事等(委員長, 委員, 説明者)

(1) 民事執行手続について

「事前説明]

民事執行手続の説明

「意見交換]

不動産執行において,買受可能価額が売却基準価額から10分の2を差し引いた価額以上というのは,何を想定された価格か。

実際の物件の売買価額に幅があるように,裁判所の不動産競売の価額にも,幅をもたせようというものである。

例えば,100万円の売却基準価額であれば,80万円以上で入札するというように,8割以上の価額で入札しなければならないということである。

「事前説明]

統計数値及び民事執行事件の本庁集約処理についての説明 執行手続の問題点等の説明

「意見交換]

現時点では法改正が十分になされ,運用上の工夫を行い,また,幸い不動産市況が好転していることから,売却率が上昇するとともに処理期間が短縮した。今後,このままで行くのか,更なる期間の短縮や売却基準価額の設定の是

非等の改善の余地があるのかについて、様々な意見や指摘をいただきたい。

不動産が売却しやすいよう法改正がなされ,以前と比較すると迅速化が図られ,大変結構だと思う。

これも法改正の影響と考えるが,執行妨害事件についても随分減っている。 私が東京地検に在席していた頃は,年間10件程度あったが,ここ数年はあまり聞かない。

金融機関が住宅ローン等の返済を受けられない場合,債務者所有物件を換価して,その代金から返済を受けるとき,債務者の不動産の換価は,不動産競売よりも任意売却のほうが高めに処分されることが多いので,任意売却できる場合には,その方法で行っている。

刑事事件の迅速化については、司法サービスの向上としては良いことだと考えるが、民事執行事件の迅速化については、司法サービスが向上したということに、国の施策として無条件で本当に喜んで良いのかどうか、抵抗を感じながら話を聞いた。その理由は、日本経済におけるこれまでの富の形成が、「フロー」の形で個々人に蓄積されたものであり、西欧の先進国に多く見られるような「ストック」で豊かさが築かれたものとは違うためである。つまり、西欧では、不動産を持っている人が多いので、仮に給料が下がったとしても、食費さえまかなえれば何とかなるということを見てきた。翻って日本人の場合は、前述のようにフローで豊かさを築いてきたため、仕事がある限り、住宅ローンなど複数のローンを組むことができ、将来に対する更なる支出も可能であった。

しかし、BITの普及で、国内だけでなく、国外からも競売に参入できるようになったとすると、最近のように実体経済がどんどん悪化する一方で、多くの個人が破綻していく場合には、中流層にある国民の二極分化の傾向が今後は更に進んでいくのではないかと考える。

私は,当事者の代理人として民事執行手続を利用させてもらっている。説明の中で,債権執行事件の8割は取下で終わるという話があったが,これは,逆に8割は空振りで終わり,回収できないということである。

また,売却率は8割を超えるという話があったが,不動産には売却代金を上回る担保が付され,たとえ勝訴判決を手にしても回収できないことが多い。そのため,当事者等との相談の最初に,相手の資産状況について聞かなければならないという事情がある。強制執行制度の根底には,これらの問題がある。

私は,中小企業の経営者として,様々な経験をしているが,現在は年金の給付を受けながら給料をもらって生活をしている。ところで,万が一,会社が倒産した場合,年金は差押えの対象となるのか。

年金そのものは差押えの対象にはならない。しかし,口座自体の差押えは可能であるため,年金が口座に振り込まれ預金となると,その口座自体を差し押

さえられる場合がある。

債権差押で給料の半分だけを差し押さえることは,生活を守るための配慮か。

通常,給料債権の場合は4分の1,養育費であれば半分を差し押さえることができるが,通常の生活者が半分の給料を差し押さえられると,生活が困難となるため,差押禁止債権の範囲の変更を求めてくることがある。その場合は,双方の言い分を聞いて判断することとなる。

扶養義務等に係る定期金債権の債権差押が年間三,四〇件の申立てがあるとのことで,思ったより少ないと感じたが,差押えをしなくても支払いをしているということか。

離婚したことで経済的に破綻する場合もあり、必ずしも支払われていないようである。申立件数がこの程度というのは、差押えをしても回収ができないことが多いことから、このような件数になっているものと考える。

私は、登記業務を行っているが、以前よりも競売申立て方法が簡略化され、便利になっている。また、登記関係についても、買い受けた不動産に抵当権の設定をして代金を納付する手続など、合理化・簡略化されたサービス面があり、良くなっているという実感である。

(2) 裁判員制度関連について

「事前説明ヿ

裁判員候補者名簿の作成状況の説明

「意見交換]

裁判員候補者名簿の調製とは、どういうことか。

各管内市区町村の選挙管理委員会から提出された裁判員候補者予定者名簿に基づき,裁判所が取りまとめの上,翌年の裁判員候補者名簿を作成することである。

コールセンターというのは,最高裁からの受託企業ということか。

全国分を一括して最高裁で入札をし、落札したのは、株式会社アクセンチュアという会社である。コールセンターでは、平均85席程度のオペレーターが待機するが、裁判員候補者への通知直後には、最大で150席程度の座席を準備すると聞いている。コールセンターのオペレーターが対応する質疑応答は、一般的な質問に対する想定問答を利用して回答するが、答えられないような質問に対しては、各地方裁判所が対応を行うという、二段構えになっている。仙台では、刑事訟廷事務室で対応することとなるが、そのために専用電話を2回線増設したところである。

通知書の現物を見られるか。

見本があるので,回覧する。

[事前説明]

裁判所職員の接遇研修の状況の説明

「意見交換]

外部講師を招いて実施せず,内部でやっているようなので,外部講師を招いた方がよいのではないか。言葉遣いなどちょっと気になる点もあった。

昨年から今年にかけて,事務官を対象に,ホテルマンの研修等を行っている 学校の校長を講師として,一般的なマナーなどについての研修を行った。

研修の題材となっていた , 「裁判長に会って話がしたい。」と言ってきた元 裁判員へのアフターケアに関する質問の結論はどうなったのか。

「裁判官の意向を確認して,どこまで対応可能か検討しておく必要がある。」「現実問題として,施行後は連続開廷で,1日法廷に入っているため,裁判官が直接会う時間を確保することは困難なのではないか。また,国民へのサービスにも,できることとできないことがあるのではないか。」「書記官が代わって話を聴いて,次に繋がるように疑問や不安を解消する努力をすればよいのではないか。」「終わった途端に手の平を返したようにならないよう,最後まで誠意を持って対応する。」という議論が行われた。

「事前説明]

キャラバン企画の説明について

「意見交換]

広報活動ということで,ある程度の理解は得られたという感触はあるが,より一層努力が必要である。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 追って調整(5月下旬の水曜日又は木曜日で,3月頃に改めて調整する。)
- (2) 場 所 第5会議室(5階)
- (3) テーマ 「被害者参加制度及び損害賠償命令制度並びに裁判員制度施行直前・直後の状況」